

確定申告はスマホで完結！！

5つのメリット

自分で

Myself

- 国税庁ホームページの案内に従い金額などを入力するだけで、申告書が作成可能！
- 作成した申告書は自宅から送信できます！

簡単

Easy

- スマホ専用画面で見やすく操作が簡単！
- 添付書類と本人確認書類の提出省略が可能。
※ 申告内容によっては、添付書類の別途提出が必要になる場合があります。

ゆっく

Relax

- 申告会場に行く時間も会場での待ち時間も不要！
- 自宅でゆっくり申告書が作成できます！

情報

Information

- 申告済データはスマホに保存。
- いつでも申告情報を確認できます！

時間

Time

- 確定申告期には、24時間いつでも利用可能！
- 還付金の振込が3週間程度とスピーディー！

スマホ専用画面を利用できるのは…

収入は

給与所得（複数可）
公的年金等
その他雑所得
一時所得

所得控除は

すべてに対応

税額控除は

政党等寄附金等特別控除
災害減免額

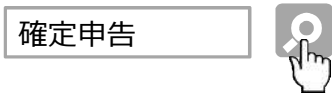
その他…

予定納税額
本年分で差し引く
繰越損失額など



申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス



スマホはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

※2段で記載されている場合、下の段の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

①支払金額
円

②源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額
円

③ 源泉徴収税額が2段で記載 (内書き) の
2段に記載されている場合、上の段の金額

④ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「(配偶者 (特別) 控除の額)」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン画面

パソコン、スマホなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマホでは作成できません。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



② ICカードリーダー または マイナンバーカード対応のスマホ



又は

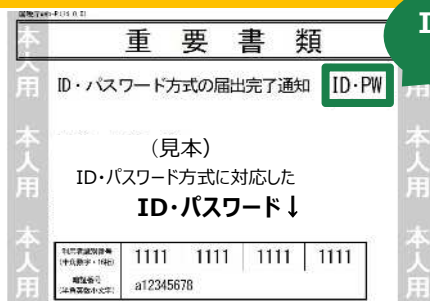


対象機種一覧はこちら



ICカードリーダーとして代用できる端末は、一部のAndroid端末のみ

IDとパスワードで送信



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。